

# 山陽小野田市農業委員会

## 第15回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月13日午後1時30分から午後2時55分

2. 開催場所 山陽小野田市厚狭公民館2階 第一研修室

3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一
会長職務代理者		9	山本	シゲ子
委	員	2	相本	まゆみ
		3	中原	義治
		4	藤井	豊
		5	森田	祐三
		6	田中	覺
		7	緒方	始
		8	辻村	勝好
		10	佐々木	勇藏
		11	五十嵐	奨
		12	村上	雅彦
		13	二井	一夫
		14	國吉	彰

4. 欠席委員

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 59号 農地法第3条 権利の移動

議案第 60号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 61号 現況証明願い

報告第 30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 62号 農用地利用集積計画について

議案第 63号 農業振興地域整備計画の変更について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

## 7. 議会の概要

議長

定刻になりましたので、只今より第 15 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。

(起立、礼、着席)

本日の欠席委員はありません。

それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名は 4 番藤井委員と 5 番森田委員にお願いします。

なお、本日は、議案第 63 号の関係で農林水産課の職員に御出席をいただいております。

それでは議事に入ります。

議案第 59 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。なお、番号 43 は、議案第 61 号「現況確認願いについて」番号 15 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件です。

議案第 59 号番号 43 は、議案第 61 号「現況確認願いについて」番号 15 と関連しますので、一括して議案書をもとに説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、山陽総合事務所から西へ約 3.0 k m に位置する農用地外の農地です。

公図は 3 ページをご覧ください。

申請内容は 1 ページの番号 43 のとおりです。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に、議案第 61 号「現況確認願いについて」番号 15 について議案書をもとに説明いたします。

申請内容は、45 ページ番号 15 のとおりです。

本件は、昭和 60 年頃に一部が宅地となり、他は山林化して現在に至っております。

今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

10 番

現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては先程事務局から説明がありましたので省略させていただきます。

9 月 6 日に事務局 2 名と田尾会長、私の 4 人で現地確認を行いました。

周辺の状況は、西側が山でそれ以外は竹林となっています。  
申請地の状況は保全管理中でした。  
譲渡人は遠隔地に住んでおり、高齢であることから管理が困難なため、譲渡するとの事でした。

議長 空き家バンクに登録してある農地でした。以上です。  
何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 59 号番号 43 及び第 61 号番号 15 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

局長 事務局の説明を求めます。  
今月の農地法第 5 条の許可申請は 11 件です。  
議案第 60 号番号 58 について議案書をもとに説明いたします。  
7 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から西へ約 2.5 km に位置する第 1 種農地です。  
公図は 8 ページ、土地利用図等は 9 ページ及び 10 ページをご覧ください。

議長 申請内容は、4 ページの番号 58 のとおりです。  
本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第 33 条第 4 項に該当し、許可の対象となるものです。

議長 1 番 次に私から現地調査報告を行います。  
現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。  
周辺の状況は、7 ページの位置図を参考にしていただけるとわかると思いますが、高泊公民館から約 50m の距離にある道路沿いの土地です。  
借受人は貸付人の次女で、美容院を開業するものです。  
申請地の状況は、杭と紐で区画割をしてありました。  
雨水処理に関しては道路側溝へ排水し、汚水は集落排水となります。  
埋立法面の処理は、30～60 cm 程整地して、道路と同じ高さにするとの事です。  
境界に関しては、ブロック積みと道路との境界となります。  
周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

議長 報告を終わります。  
ただ今の説明に関して何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 60 号番号 58 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 59 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 60 号番号 59 について議案書をもとに説明いたします。  
11 ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から東へ約 1.4 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。  
公図は 12 ページ、土地利用図は 13 ページをご覧ください。  
申請内容は、4 ページの番号 59 のとおりです。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
10 番 現地の報告をさせていただきます。  
周辺の状況は南側が道路で東側が宅地、北側が川、西側が農地となっています。  
申請地の状況は、保全管理中でした。  
雨水処理に関しては、道路側溝に排水します。  
汚水に関しては公共下水で処理します。  
埋め立て法面の処理は L 型のコンクリートをするとのことです。  
申請地への進入路の位置は図面南側で、幅員は 6m となります。  
境界については復元測量を行います。  
以上の事から特に問題になることはないと思います。  
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 60 号番号 59 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 60 は番号 61 と関連しますので一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 60 号番号 60 は、番号 61 と関連しますので一括して議案書をもとに説明いたします。

14 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南東へ約 1.5 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

公図は 15 ページ及び 22 ページ、土地利用図等は 16 ページ乃至 20 ページ及び 23 ページをご覧ください。

申請内容は、4 ページの番号 60 及び番号 61 のとおりです。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に私から現地調査報告を行います。

1 番 場所は杣尻地区です。

14 ページをご覧ください。

周辺の状況は、トロアメゾン、ローソンの宅地造成中の箇所から約 100 m ほどの場所の山陽本線の線路の辺りで、セトハラ株式会社がすでに周辺の 3 戸を建売住宅を建築している箇所に連続して 352-1 を購入し、2 戸を追加で建築するものです。

申請地の状況は、ブロック塀に囲まれ、旧道路から 1 m ほど高くなっており、現在は雑草が生えています。

雨水処理に関しては、道路側溝へ、汚水は合併浄化槽で処理します。

埋立法面の処理は、若干の整地をする程度となります。

境界について、何ら問題はなかったのですが、排水は砥石水路へ流す関係で、水利組合への連絡は済んでいるのかと問いかけたところ、連絡はしていないとの事でしたので、後日確認したところ、すぐ連絡をしたようでしたので問題ないと思います。

続いて 61 号は、60 号の近隣に位置します。

申請地の状況は、ビワとナスが耕作中でした。

申請の目的としては、建売住宅との境界のトラブル防止のために、土地を購入し、緩衝地とするとの事でした。

境界はブロックにてするとの事でした。

以上の事から特に問題はないと思います。

報告を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 60 号番号 60 及び番号 61 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 62 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 60 号番号 62 について議案書をもとに説明いたします。  
24 ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から南西へ約 3.2 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。  
公図は 25 ページ、土地利用図は 26 ページをご覧ください。  
申請内容は、5 ページの番号 62 のとおりです。  
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
10 番 周辺の状況は、北が進入路で、南側は保全管理中の田、東側が道路で西側が田となっています。  
雨水に関しては自然流下で、汚水に関しては発生しません。  
埋立法面の処理は、埋立を行わないのでありません。  
申請地への進入路の位置は図面西側からで、幅員は 2 m です。  
境界については復元測量をすとの事です。  
以上の事から特に問題ないと思います。  
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 60 号番号 62 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 63 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 60 号番号 63 について議案書をもとに説明いたします。  
27 ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から南西へ約 3.4 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。  
公図は 28 ページ、土地利用図は 29 ページをご覧ください。  
申請内容は、5 ページの番号 63 のとおりです。  
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
10 番 周辺の状況は、東側が川で、北側が草地、西側が太陽光発電施設となっています。  
申請地の状況は草地でした。

議長

雨水に関しては自然流下で、汚水に関しては発生しません。  
埋立法面の処理はありません。

申請地への進入路の位置は図面西側で、幅員は2 mです。

境界については復元測量を行います。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第60号番号63に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号64について事務局の説明を求めます。

局長

議案第60号番号64について議案書をもとに説明いたします。

30ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から南東へ約3.5 kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

公図は31ページ、土地利用図は32ページをご覧ください。申請内容は、5ページの番号64のとおりです。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に私のほうから現地調査報告を行います。

1番

申請地は津布田地区です。

議案書30ページの位置図を参考にさせていただければと思いますが、埴生駅から小野田方面へ向かって、帆万里のところから村上旅館へ向かう途中から梶方面へ向かう道路の中間です。

目印としては小正寺のライスセンターがある手前になります。

水稻耕作地と耕作放棄地が点在している場所になります。

申請地の状況は、現在耕作放棄地となっており、雑草が生えているものの、管理していたと思われる跡はありました。

申請地へは小さな川を渡り、進入するようになっていました。

雨水処理に関しては、周辺がすべて川となっているため特に考えなくてもいいかと思います。

報告を終わります。

議長

ただ今の報告について何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第60号番号64に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 65、番号 66 及び番号 67 は、関連しますので一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 60 号番号 65、番号 66 及び番号 67 は、関連しますので一括して議案書をもとに説明いたします。  
33 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から南東へ約 0.9 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。  
公図は 34 ページ、37 ページ及び 40 ページ、土地利用図等は 35 ページ、38 ページ及び 41 ページをご覧ください。  
申請内容は、5 ページの番号 65 番号 66 及び番号 67 のとおりです。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に私のほうから現地調査報告を行います。  
1 番 関連事項に関しては一括して説明させていただきます。  
33 ページの位置図をご覧ください。  
周辺の状況は、小野田線の小野田駅と目出駅の間に位置する集落で、線路沿いにある川と家と道に囲まれた集落で、その周囲は 1 町歩あまりの田に囲まれている盆地です。  
番号 65 の 7328-1 は低い土地で、排水が悪く、株式会社マイムと書いてあるところがあると思いますが、以前 5 条転用の許可が出た場所になっています。  
既に用具が搬入されておりました。  
続いて 66 号の 7331-2 及び 7328-1 は 1m 程度高い土地で、休耕田の草地となっていました。  
67 号の 7325 及び 7322 については、40 ページを見ていただければわかると思いますが、7328-1 よりも 2m 程度高くなっています。  
こちらも休耕田ですが、草刈りが完了していました。  
いずれの土地も休耕田となっており、所有者が高齢のため売却するとの事です。  
すべて太陽光発電での転用となります。  
周辺には稲作等されている農地はありませんので何ら問題はないと思います。  
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

- (挙手あり)  
どうぞ。
- 8 番 この一帯はすべて休耕田になっていて、近隣の方曰く、すべて太陽光に変わるといっていました。  
すぐ近くにため池もあり、作りやすい場所なので、どなたか作ってくれば良いなと思います。  
どなたか、まとまった農地を探して耕作していただける方に心当たりがあれば、事務局に連絡していただければと思います。
- 議長 意見を挟むようで申し訳ないのですが、この辺りは日照状況があまりよくないので、少し難しいかもしれません。  
ほかに質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 60 号番号 65、番号 66 及び番号 67 に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 68 について事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第 60 号番号 68 について議案書をもとに説明いたします。  
42 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から北西へ約 3.3 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。  
公図は 43 ページ、土地利用図は 44 ページをご覧ください。  
申請内容は、6 ページの番号 68 のとおりです。  
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。
- 議長 次に私のほうから現地調査報告を行います。  
1 番 申請地は西高泊地区です。  
周辺の状況は、日本火薬の東側の道路を通り、国道 190 号線を渡り海沿いの道を少し走り、後潟集落に入った場所です。  
申請地の状況は、道路から宅地への進入路に隣接した雑種地と連なる三角形の土地です。  
購入目的は、3375-1 に親子で住んでおり、親子でグラウンドゴルフをするため、グラウンドゴルフの練習場を作る為となります。  
畑に芝生を植えて、グラウンドゴルフ場として整備するとの事です。  
境界杭は 3377-1 と 3381-3 との間に杭としては存在しませんが、電柱で確認できています。

この案件については、芝を植えるということで許可が出ていますので、今後追跡調査が必要となると思いますが、この地区の担当委員はどなたでしょうか。

局長 この案件は令和5年9月末の工事完了後に完了報告書が出ますので、そちらに添付される写真等で申請通りのグラウンドゴルフ練習場ができるということをしっかり確認していただきたいと思います。

議長 何か質問はありませんか。  
(挙手あり)

8番 わからないので質問させていただきますが、今回は100㎡程度と小さいのですが、今後はこのような申請も受け付けられるのでしょうか。例えば1000㎡程度の大きい面積のグラウンドゴルフの練習場ということです。

局長 この類の申請が今回が初めてだったので、県の方にも確認をしました。その結果、内容的には農地転用に該当するものであるとの回答をいただきましたので、申請を出してもらったということになります。

6番 私からもよろしいですか。

議長 どうぞ。

6番 例えば、芝を植えて売る方がいると思いますが、その場合も転用がいるのですか。

局長 確認しないと明確な回答が出せませんが、一般的に芝を販売することが農業になるのであれば、転用申請をする必要はないかと思います。

その代わりに、農地を取得する事になるので、3条で農地を取得する要件は具備しないといけないです。

次の総会時に回答させていただきます。

議長 他にありませんか。

他に無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第60号番号68に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第61号「現況証明願いについて」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 今月の「現況証明願い」は3件ですが、番号15については審議が終わっていますので、残りの2件について説明します。

まず、議案第61号番号14について議案書をもとに説明いたします。

46ページをご覧ください。

申請地は、市役所から東へ約1.7km、農用地外にあります。

公図は47ページをご覧ください。

申請内容は、45 ページ番号 14 のとおりです。

本件は、約 40 年前に用水路を整備した際に道路を拡張したものです。すでに道路となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 1 番 次に私のほうから現地調査報告を行います。  
場所は西高泊の郷地区です。  
グッデイやセブンスターが周辺にある、山側です。  
現地は先ほど事務局からありましたように、40 年ほど前に水路の改修を行った際に農道を拡幅し、現在に至ったものです。  
状況としては、申請地に入る少し手前から公道となっています。  
農道の反対側は川となっています。  
周辺は水稻耕作中でした。  
申請地の状況は、道路との境界に沿った舗装された細長い土地で、大型機械が通れるようにしていたものと思われま

議長 何か質問はありませんか。  
(挙手あり)  
どうぞ。

6 番 この前後関係はどうなっていますか。幅を広げた後の事です。  
議長 公道から少し入った場所から幅を広げて、その奥はまだ申請が出ていませんが、ずっと同じ幅になっています。  
この申請は、譲渡を受ける際に、登記上どうするかということで、現況証明が出た次第です。

6 番 わかりました。  
議長 他に質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 61 号番号 14 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 16 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 61 号番号 16 について議案書をもとに説明いたします。  
50 ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から北東へ約 3.8 k m、農用地外にあります。  
公図は 51 ページをご覧ください。  
申請内容は、45 ページ番号 16 のとおりです。  
本件は、一部に家屋や倉庫が建設されており、他は山林及び原野となっ

ています。

議長 10 番 今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。  
次に現地調査報告をお願いします。  
申請地は平成になってから申請人が耕作していましたが、次第に荒れてきて、一部がため池となり、その他は山林化しており、違反転用の小屋も建っていました。  
周辺の状況は山林となっていました。  
以上の事から農地性はないと判断しました。  
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
(挙手あり)  
どうぞ。

6 番 議長 局長 ここは何年か前に一回指導したんじゃないかと思いますが。  
事務局お願いします。  
建物が 2 つ建っており、1 つが農業用倉庫となっており、4 条の例外の届出がなされています。残りの 1 つが違反転用の建物となっています。  
今の説明でよろしいでしょうか。

6 番 局長 これで処理ができるのですか。できるならいいのですが。  
これで処理したいと思います。

6 番 議長 わかりました。  
他に無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 61 号番号 16 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に報告第 30 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 52 ページをご覧ください。  
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 36 及び番号 37 の 2 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 30 号は原案どおり処理いたします。  
次に、議案第 62 号「農用地利用集積計画」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

局長 54 ページ及び 55 ページを御覧ください。  
議案第 62 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。  
最初に 54 ページをご覧ください。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号121番及び122番の2件、3筆、6,589㎡でございます。

次に55ページをご覧ください。

議案の訂正がございます。

集計表の件数が1件となっておりますが、3件の誤りです。

訂正しお詫び申し上げます。

本件は、農地売買等事業に係る農用地利用集積計画で、整理番号1から3までの3件、4筆、15,623㎡でございます。

ご審議の程お願いします。

議長

質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第62号は原案どおり決定することとします。

次に議案第63号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。

なお、説明の前に山陽小野田市経済部農林水産課長の発言を求めます。

農林水産課

配布している1枚紙の資料をご覧ください。

議案の変更となります。

こちらにつきましては、議案56ページの議案第63号の農業振興地域整備計画の変更についてと言う事で、個別除外と全体見直しの2つ上程しておりましたが、県の方から元々、1番の個別除外、2番の全体見直しというのが農業振興地域整備計画の変更となりますので、2件同時に上程されると言う事はないという指摘をされたため、1番の個別除外のみについて今回上程させていただいております。

これにつきましては、今全体見直しをして、整備計画の内容を県と協議中となっております。

元々、計画としては元年度と2年度の2か年で計画を策定する予定でしたが、作業の遅れと、県との協議に時間を要するため、この個別の除外については3月に県と協議をした際に目安として7月末には除外の最終的な報告になるであろうという予定の中で相手方と話し合いをしていましたが、先ほど申し上げた通り、整備計画書の内容について県との協議に時間がかかっている事から、相手方に迷惑をかけたと言う事で、個別に除外し、この度上程した次第です。

この件に関しては個別に除外をすることで、住宅を建てるのに、「グリーン住宅ポイント」というポイント制度を利用するために、今回申請をしないといけないと言う事で、個別除外で上程させていただいております。

今回議案で承認されましたら、来月総会で農地転用の申請が上がってくると思います。

それから全体見直しでは、整備計画の変更について2件同時に上程する事は出来ませんので、来月の総会で上程させていただきたいと考えております。

直前に様々議案の変更等をしていただき、事務局並びに農業委員の方々には多大なるご迷惑をお掛けしまして、申し訳ありませんでした。

以上です。

議長 ただ今の説明に関して何か質問等ありますか。

(挙手あり)

どうぞ。

6番 ここはまず第一点は、ここは面的な整備をする必要はないですね。

第二点は、上にため池があるから水路の改修があるからぐらいで、面的な整備をする必要がないところは、最初から農振から外すべきではないですか。先に投資をして整備をするという事は整備計画にあげているのですか。

議長 農林水産課お願いします。

農林水産課 今、委員さんから質問いただきましたが、農業振興地域について過去に事業を行って8年が経過している農地で、今後整備をする見込みがないというような農地について外したらどうかという話もありました。

農用地区域も農業振興地域について外す事は、そこが農地で無ければ可能ですが、外す要件として、農業振興地域整備に関する法律に基づいて、知事の同意をもらう必要があります。しかしながら、県との協議が進まず、同意まで至っておりません。

今回も県の方と一筆一筆、エリア的にもそうですが、協議をした結果で、中々ここは何も使わないから、事業もしないから外すというのが難しいのかなという感触です。

以上です。

議長 わかりました。それでは私から質問をさせていただきます。

局長 先に議案説明をさせていただきます。

議長 わかりました。それでは、事務局の説明を求めます。

局長 先に農林水産課長の方から説明がありましたが、本日、議案の差し替えがございます。

配付しております議案第63号をご覧ください。

議案第63号「農業振興地域整備計画の変更について」番号1について議案書をもとに説明します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和3年9月7日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、番号1のとおりです。

57ページをご覧ください。

申出のあった農用地は、市役所から北東に約3.6kmに位置する除外後第2種農地です。

公図は58ページ、土地利用計画等は59ページから61ページまでをご覧ください。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしていると考えられます。

ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

なければ私からさせていただきます。

議案63号は、個別除外を含め特別の申し込みであったと事務局から聞きました。

通常の事案の受付期日は月末で、それに合わせて事務局は動いていますが、先ほど田中委員からありましたように、農振除外の全体見直し後にしてもよかったのではないかとこのところがあります。

しかしながら、理由としてはグリーン住宅ポイント制度を使用するために10月末までに手続きをする必要があります、それに間に合わないからと言う事でしたが、10月総会に農地転用が出てくるのでしょうけど、知事の許可が得られなければ、間に合わないのではないですか。

それについて農林水産課長お願いします。

農林水産課

10月末の申請には間に合う予定です。

議長

仮に県知事からダメですと言われたらダメですよ。

農林水産課

今現在、県の窓口が農業振興課になります。農業振興課と内容や日程については事前にやり取りをしております。

議長

外すと言う事の確認ですか。

農林水産課

そうです。

外すのが除外の要件に合致しているのか、日程的に10月末の申請に間に合うのかという二点について相談させていただいています。

議長

今まで個別除外というのが記憶にないんですよ。

除外の申請は農業委員会の事務局としては受け付けていないと思うのですが。いくつかはあるかもしれませんが、私自身の記憶にはありません。

私の知人が二年待って、除外された後に住宅建設をしたいと言う事で、今回の全体見直しを待っていたところ、何とかギリギリに滑り込めたと言

う事だったんですが。

もしこの議案 63 号が個別の議案として承認されたら、悪い前例と不公平感を残すことになるのではないかと心配しています。

農業委員会からいえば全体の農振除外をして、それから転用等をするというのが今までの基本的な考え方と言う事でやっているわけですよ。

それと、このエーデルハイムからの便宜供与というのはありませんよね。特定の方からの。

そしてこの議案については、事務局がだいぶ苦労したと聞いています。今回、間に合わせたと言う事で、農林水産課も忙しいとは思いますが、もっと細心の注意を払ってせめて月末までには事務局の方まで持ってきていただきたいと考えています。遅れた理由というのがよくわからないんですが、もう一度説明お願いできますか。

局長 先によろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

局長 農振除外の議案は、割と毎年頻繁に出ています。

ただ、今回全体見直しをすると言う事で、私が事務局長になった年の 4 月の総会で、ある方から除外の申請が出てきました。平成 29 年ですね。そのあと津布田の方が出てきて、全体見直しをするからと言う事でその後議案は出てきておりません。それ以前は結構頻繁に出てきておりました。以上です。

議長 どちらがいいかはわかりませんが、要は 2 年間事務局が頑張って除外をしてくれと言われたものが、こうやって出てきてできたという話が入った時に他所に、その時、農業委員さん、推進委員さんが困るんじゃないですかと言う事を私は言いたいんです。受け付けることに関して何らやぶさかではないんですが。ですので、こういう事をされるのであれば細心の注意をもっていろいろな事に早めに取り組んでいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(挙手あり)

田中委員どうぞ。

6 番 こういう地形のところは将来予測できますよ。家を建てるとかね。

おそらくこの人もアンケート調査で除外してくれと回答しているはずですよ。そこで市の職員との見方の違いがあったわけですよ。その見方の違いで、農振の中で白地として置いておくのか、組み入れるのかを、周辺の状況や地域性を考慮して決めておかないと、今回の様に二度手間になってしまいますよね。

もうこういう時代ですので農業に適してない住宅地の中や道路に挟まれ

たところは農振から外していく等して、次の段階も考えていくべきだと思います。

以上です。

農林水産課

いろいろご指摘ありがとうございます。

本当に個別除外に関してはやむを得ない手段として出しておりますが、実際に元年度から意向調査を行いながら、市民の方たちから、窓口でお話を伺ったりして、全体見直しの中に転用で農地以外にされる場所については入れております。

全体見直しの予定ですが、この個別除外が最終的な整備計画の変更公告を10月中にするようになります。

そのあとで全体見直しの公告をするようになるんですが、年内に全体見直しに関しては完了する見込みです。

本来この個別除外に関しても全体見直しの中に入れていたものですが、先ほど申しましたように、いろいろ窓口でお話を伺う中でうちの作業が遅れた、県との協議も長引いた事から、グリーン住宅ポイントが10月末までにどうしても申請しないといけないという話があったため、本来全体見直しに入れていたものを外して、個別除外として今回上程させていただいた次第です。

以上です。

6番

では全体見直しはまだ効くと言う事ですか。

農林水産課

全体見直しについてはもう先程申しましたように1筆毎に県との協議は済んでいます。意向調査でお伺いしている内容であるため、反映させていきますので、その計画を基に粛々と作業を進めているところです。

議長

全体見直しは来月の総会で意見を聞くことになるのですか。

農林水産課

全体見直しに関しては来月の11月総会にて上程させていただくことになります。

議長

この個別案件は全体見直しをするのに間に合わなかったと言う事ですよ。グリーン住宅ポイントの申請が10月末までだからそれに間に合わせるためという認識でいいのですよね。何か特殊な取引があったわけではないですよ。それと令和3年3月に用途地域の見直しもされているわけですが、なぜ一緒にできなかったのですか。

農林水産課

元々、元年度と2年度の2か年で農林水産課と都市計画課が足並みを揃えて進めていたのですが、先ほども申しましたように2か年の中で用途の見直しについては順調に進んでいたのですが、農業振興地域の見直しが他業務や県との協議等に時間を要してしまい、農業振興地域の見直しが遅れてしまったのが実情です。予定通り用途地域の見直しは最終的には令和3

年3月に公告しており、農業振興地域に関しては県と協議中であるというところであります。

議長 用途地域を見直せば、農振地域も同じようなものなので、出来ますよね。わざわざ時期をずらすのはこちらとしては理解がしがたいものがあります。担当者が忘れていたとかではないですよ。

農林水産課 担当者が忘れていたわけではなく、業務をしていたのですが、農業振興地域の見直し作業が遅れたと言う事です。用途地域の網掛けと農業振興地域をそのままにしていますが、それについては県の農業振興課と話をし、本来県の指導としては農業振興地域を外す、用途を掛けるというのを同時にすることが望ましいのですが、用途地域の網掛けを農振地域から外す前にかけても法的には問題ないですが、速やかに農業振興地域から外す手続きを進めましょうというところで県と協議をしているところです。

議長 理由はわかりますが、手続き的には一緒にできるのではないのか、というのが私たちの疑問点であって、細心の注意を払って速やかにやっていただきたいというふうに思います。

他に質問はありませんか。

他に無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、10月5日(火)9時から、山本会長職務代理者と緒方委員でお願いします。

第16回総会は、10月13日(水)13時30分からで、会場は厚狭公民館第一研修室です。

議長 以上をもちまして第15回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時55分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

\_\_\_\_番委員

---

議事録署名委員

\_\_\_\_番委員

---